



2022年10月26日

各 位

会 社 名 株式会社 鉄人化計画  
代表者名 代表取締役社長 根来 拓也  
(証券コード2404 東証スタンダード)  
問合せ先 常務取締役 管理本部長 浦野 敏男  
(TEL 03-3793-5111)

## 持株会社体制移行に伴う会社分割に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年9月1日を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制へ移行することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 持株会社体制への移行目的

当社は1999年12月14日の創業以来、市場環境の変化に対応しながら一貫してカラオケ事業の運営を行いながら、カラオケ市場が成熟する市場環境の変化に対応するべく、ここ数年はシナジーを求めて他業種展開を加速させるに至っております。

加えて、コロナ禍がもたらした生活様式の変化に対応すべく、これまでカラオケルーム運営で蓄積したノウハウやこれまでの他業種展開の経験をもとに、今後も顧客ニーズの変化をしっかりと捉え、あらゆる可能性を否定せずに積極的な事業展開により、さらなる成長を目指してまいります。

そうした中、競争の激しいサービス産業の業界において、さらなる事業領域の拡大と企業価値の最大化を実現していくために、当社は迅速かつ柔軟な意思決定と機動的な事業戦略の遂行を可能にする一方で、異なる事業を並行して展開するにあたって必要となるより一層のガバナンス強化を実現する持株会社体制への移行が最適と判断いたしました。

具体的には、以下の目的をもって持株会社体制に移行することにいたします。

##### (1) ガバナンス強化

積極的にM&Aを進め、事業ポートフォリオを子会社としてマネジメントし、持株会社によるトップダウンでの資本分配の適正化、そのための取締役会を中心とした意思決定のガバナンス強化を図ります。

##### (2) 経営効率の向上、意思決定の迅速化

持株会社はグループ全体に対する意思決定や投資決定など経営戦略に特化し、持株会社により、各子会社の収益性・成長性・安全性などを一覧化し、子会社ごとの経営判断のスピード向上を図ります。

### (3) 子会社間の競争力強化

親会社事業であるカラオケ事業、アライアンス事業、メディア事業を子会社化し、事業間の競争力を高めます。ピアンカグループが牽引する美容事業をはじめ他事業の成長もあり、子会社間での競争意識をより高めてまいります。また、各子会社により多くの権限移譲を行い、独立経営意識を高め、各事業のポテンシャルを引き上げます。

### (4) 子会社の売却・買収

今後も積極的にM&Aを行なっていく上で、各事業を子会社化し、より効果的な合併や買収、将来性の乏しい事業の統廃合を行い、グループ全体としての競争優位性を高めてまいります。

以上をもって、経営管理機能と事業執行機能を分離し、それぞれの機能に特化した体制構築と、権限・責任の明確化による経営スピードの引き上げ、更なる経営体制の強化を進めるべく、この度持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

## 2. 持株会社体制への移行の要旨について

### (1) 移行方式

当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）を採用し、当社が営むカラオケ事業を当社の100%子会社である株式会社TETSUJIN FOOD SERVICE（以下「承継会社」という）に承継させる予定です。当社は純粋持株会社として引続き上場を維持いたします。

### (2) 分割の日程

吸収分割契約承認取締役会 2022年10月26日（予定）

吸収分割契約締結 2022年10月26日（予定）

吸収分割契約承認定時株主総会 2022年11月29日（予定）

吸収分割の効力発生日、持株会社体制への移行 2023年9月1日（予定）

### (3) 分割に係る割当の内容

当社が承継会社の発行済み株式の全部を所有していることから、本件分割に際して、承継会社は承継対象権利義務の対価の交付を行いません。

### (4) 分割に伴う新株予約権に関する取扱い

当社が発行した新株予約権については、本件分割による取扱いに変更はありません。

### (5) 分割により増減する資本金等

本件分割による当社の資本金の増減はありません。また承継会社の資本金の額は900万円といたします。

### (6) 承継会社が承継する権利義務

効力発生日において、承継会社が当社から承継する権利義務は、別紙「継承対象権利義務明細」に定めるとおりです。なお、当社が第三者との間で締結している賃貸借契約上の借主たる地位及び当該契約に基づく権利義務の一切は、これを承継会社に承継することはせず、当社が本件分割後も賃貸借契約上の借主としてその義務を履行します。

なお、承継会社が当社から承継する債務につきましては、免責的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 株主総会の承認

当社及び承継会社は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本件分割に係る吸収分割契約書の承認及び本件分割に必要な事項について、それぞれ株主総会の決議による承認を求める。

3. 分割当事会社の概要

(1) 商号	株式会社 鉄人化計画 (分割会社)	株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICE (承継会社)																						
(2) 所在地	東京都目黒区碑文谷五丁目 15 番 1 号	東京都目黒区碑文谷五丁目 15 番 1 号																						
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 根来 拓也	代表取締役社長 根来 拓也																						
(4) 主な事業内容	カラオケルーム事業・美容事業・飲食事業	飲食店事業																						
(5) 資本金の額	50,000 千円	9,000 千円																						
(6) 設立年月日	1999 年 12 月 14 日	2019 年 11 月 15 日																						
(7) 発行済株式数	13,647,362 株	200 株																						
(8) 決算期	8 月 31 日	8 月 31 日																						
(9) 大株主及び持株比率	<table border="1"> <tr> <td>ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社</td> <td>63.42%</td> </tr> <tr> <td>株式会社エクシング</td> <td>3.83%</td> </tr> <tr> <td>株式会社第一興商</td> <td>3.83%</td> </tr> <tr> <td>株式会社横浜銀行</td> <td>1.82%</td> </tr> <tr> <td>日野 洋一</td> <td>1.51%</td> </tr> <tr> <td>吉田 嘉明</td> <td>1.38%</td> </tr> <tr> <td>佐藤 幹雄</td> <td>1.23%</td> </tr> <tr> <td>國保 崇弘</td> <td>0.63%</td> </tr> <tr> <td>株式会社グッドスマイルカンパニー</td> <td>0.60%</td> </tr> <tr> <td>日野 元太</td> <td>0.54%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※上記持株比率は、自己株式(463,000株)を控除して計算しております。</td> </tr> </table>	ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社	63.42%	株式会社エクシング	3.83%	株式会社第一興商	3.83%	株式会社横浜銀行	1.82%	日野 洋一	1.51%	吉田 嘉明	1.38%	佐藤 幹雄	1.23%	國保 崇弘	0.63%	株式会社グッドスマイルカンパニー	0.60%	日野 元太	0.54%	※上記持株比率は、自己株式(463,000株)を控除して計算しております。		株式会社 鉄人化計画 100%
ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社	63.42%																							
株式会社エクシング	3.83%																							
株式会社第一興商	3.83%																							
株式会社横浜銀行	1.82%																							
日野 洋一	1.51%																							
吉田 嘉明	1.38%																							
佐藤 幹雄	1.23%																							
國保 崇弘	0.63%																							
株式会社グッドスマイルカンパニー	0.60%																							
日野 元太	0.54%																							
※上記持株比率は、自己株式(463,000株)を控除して計算しております。																								
(10) 当事会社の関係	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td> <td>分割会社が承継会社の全株式を保有しております。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>分割会社より代表取締役及び取締役を派遣しております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>分割会社が承継会社の飲食店の運営を管理しております。</td> </tr> </table>	資本関係	分割会社が承継会社の全株式を保有しております。	人的関係	分割会社より代表取締役及び取締役を派遣しております。	取引関係	分割会社が承継会社の飲食店の運営を管理しております。																	
資本関係	分割会社が承継会社の全株式を保有しております。																							
人的関係	分割会社より代表取締役及び取締役を派遣しております。																							
取引関係	分割会社が承継会社の飲食店の運営を管理しております。																							
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (2022 年 8 月期)																								
純資産	220 百万円 (連結)	2 百万円																						
総資産	4,501 百万円 (連結)	8 百万円																						
1 株当たり純資産額	15.48 円 (連結)	14,696.17 円																						

売上高	5,878 百万円 (連結)	23,608 千円
営業利益	△261 百万円 (連結)	716 千円
経常利益	△218 百万円 (連結)	448 千円
当期純利益	32 百万円 (連結)	518 千円
1株当たり当期純利益額	2.45 円 (連結)	2,591.81 円

#### 4. 分割する部門の概要

##### (1) 分割する部門の事業内容

効力発生日において当社に属する全ての事業（ただし、グループ会社の経営管理・飲食事業・美容事業を除く）。

##### (2) 分割する部門の経営成績（2022年8月31日実績）

売上高	4,085 百万円
営業利益	30 百万円
経常利益	25 百万円

#### 5. その他

承継会社は、当社の完全子会社であるため、本件の会社分割が連結業績に与える影響は軽微であります。

会社分割、商号変更、定款変更及び持株会社体制移行後のグループ経営体制の詳細につきましては、今後決定次第、改めてお知らせいたします。

以上

## 承継対象権利義務明細

本件分割の効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び負債については、2023年8月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として確定する。

### 1. 承継する資産

本件事業に関して有する以下の資産

#### (1) 流動資産

① 現金 金 100 百万円

② その他の売掛金、商品及び製品、原材料及び貯蔵品、前払費用、未収入金、仮払金等、本件事業に関する現金以外の流動資産の一切。ただし、本別紙第3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する流動資産を除く。

#### (2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産等、本件事業に関する固定資産の一切。ただし、①甲名義で取得した知的財産権、②本別紙3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する固定資産、並びに、③担保に供されている土地・家屋、知的財産権その他固定資産を除く。

### 2. 承継する債務・負債

本件事業に関して有する以下の負債

#### (1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、本件事業に関する流動負債の一切。ただし、①本別紙3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する流動負債、及び②1年内返済予定の長期借入金を除く。

#### (2) 固定負債

本件事業に関する固定負債の一切。ただし、①本別紙3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する固定負債、並びに、②長期借入金を除く。

### 3. 雇用契約以外の承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

本件事業に関して甲が締結した雇用契約以外の取引基本契約、業務委託契約、リース契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む。以下同じ。）に関する契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、甲が締結した、①事業所等の賃貸借契約、②保証契約、③法令等の規則により契約締結主体の法人格が変わることが認められない契約、④契約上の地位移転が当該契約上禁止されている契約、⑤契約上の地位移転に対して許認可等の再取得が必要な契約のうち、本件分割の効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかったもの、並びに⑥その他契約の目的を達した又は契約相手方との関係を踏まえ甲が引

続き契約当事者である必要があると判断した契約を除く。

4. 承継する雇用契約

乙が承継する雇用契約は、効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務その他一切の協定。ただし、効力発生日の前日までに甲及び従業員本人が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令上承継可能なもの。

6. その他

前各項の定めにかかわらず、法令その他の規制または当局等の要請により承継が不可能又は困難となるものは、本件分割による承継対象権利義務から除外する。

以上